

Q 7 総務省消防庁は管轄人口30万人を消防の広域化の目安として示していますが、その根拠とはどこから出てきたのでしょうか。

総務省消防庁において設置された「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」は、2005年12月に「今後の消防体制のあり方について（中間報告）」について調査検討結果を報告しました。調査検討は、「一般火災対応」「車両整備」「予防体制」「災害対応」「救急業務」「救助活動」「組織管理」の7つの観点から行われ、今後の消防の組織規模として「管轄人口30万人」が適当な規模であるとししました。

この報告を受け、消防審議会においても2006年2月に「今後の消防体制のあり方」のうち、「市町村の消防の広域化の推進」について答申しています。2006年における消防組織法の一部改正も、この答申を受けてのものです。

「今後の消防体制のあり方について（中間報告）」の概要

①「一般火災対応の観点から」

「消防力の整備指針」における想定火災のリスク及び対処方針は、建築面積63㎡程度の一戸建住宅（2階建、延床面積125㎡程度）において発生した火災を、火元建物1棟の独立火災にとどめ、隣棟への延焼を阻止すること。これに必要な消防力の整備目標は、消防ポンプ自動車1台の消防活動能力で換算して5～6台で対応することが想定。また、平成16年中の統計において、全国で発生した火災のうち、焼損面積500㎡以上のものは1.6％程度、消防力の整備指針で想定しているリスク125㎡の3倍程度（375㎡）以上の火災に対処できる消防力があれば、殆どの火災に対処できると考えられる。このような大規模な火災には、消防力の整備指針が想定している消防力（ポンプ隊5～6隊）の2～3倍程度以上の消防隊が必要である。

しかしながら、昨今の厳しい財政事情等を考えると、管轄人口10万規模の消防本部の消防力の整備目標を引き上げることは困難なため、必要な消防力を消防本部の規模の拡大によって確保することとなる。このような消防力を確保するためには、上記の消防本部のイメージからは管轄人口30万程度の規模が必要ではないかと考えられる。

②「車両整備の観点から」

比較的特殊かつ高度な車両については、故障等の不測の事態に対応できるよう少なくとも2台以上整備することが望ましく、現状においては、梯子車、化学消防車、救助工作車がいずれも2台以上ある本部は、107本部（848本部中）であり、その平均管轄人口は60万程度、東京消防庁・政令市消防本部を除くと30万程度である。

また単年度の機械器具購入費平均でも、管轄人口30万規模以上の本部であれば、たいいていの車両を整備することができる。

高層建物なんてないよ



③「予防体制の観点から」

立入検査についてみると、職員数300人以上の本部のほうが300人未満の本部より1割程度実施率が高い。また、火災原因調査の体制整備については、職員数300人以上の本部では半数以上の本部で体制が確保できているが、300人未満の本部では2割程度となっている。あわせて、火災原因調査の実施についても、職員数300人以上の本部では7割程度以上の本部は困難でないとしているが、300人未満の本部では5割程度が困難な状況にある。

以上のことから、違反是正や火災原因調査について一定の水準を確保して実施できる体制の整備に必要な消防本部の規模は、職員数300人以上、すなわち管轄人口30万程度以上がひとつの目安と考えられる。

④「災害対応の観点から」

(風水害に対応するための人的体制等についてのアンケート調査結果)

		管轄人口による区分			
		～5万	5万～10万	10万～30万	30万～
人的体制	ちょうどよい	2	8	3	8
	不十分	35	31	24	7
資器材の状況	ちょうどよい	3	7	3	9
	不十分	34	32	23	6

以上のアンケート調査の結果から、管轄人口30万以上の本部においては、風水害に対応するための一定の体制がとれていることがうかがえる。

⑤「救急業務の観点から」

救急自動車は、消防力の整備指針において人口規模を基準とし、基本的に人口規模に応じた数の救急自動車（救急隊）が配置されることとなる。救急隊の数が多ければ、一般的に集団食中毒や多重事故等の大量救急事案等が発生した場合でも比較的対応が容易である。また救急隊以外の部隊にある程度余裕のある一定規模の消防本部においては、予備救急自動車の運用やいわゆるP A連携の活用も比較的余力を持って対応できると考えられる。また、広域化によって消防署所の適正配置を図った場合、救急隊の現着時間が短縮されるという試算もある。

⑥「救助活動の観点から」

救助業務については、火災等の災害対応の一部である場合も多いことから、災害対応のために必要とされる対応力の議論に含めて考えられる。

⑦「組織管理の観点から」

特に地方の小規模消防本部においては、今後の少子高齢化や過疎化の進展による人口減少により、将来的に現在の規模を維持できず、小規模化することで相対的に消防力が低下するおそれがあるが、広域化により消防本部の規模を維持又は拡大することができ、それにより消防力を維持又は拡大することができる。

以上、7つの観点で検討され、広域化の目安としての管轄人口を30万人とした理由付けがされています。しかし、いずれにしても、まず30万ありきの感は否めず、明確な根拠づけとしては乏しいと言わざるを得ません。